

今月のテーマ

重度心身障害者(児)医療費助成制度

日本の医療保険制度（国民皆保険）は、医療機関にかかる場合の窓口負担が、小学生から70歳未満で3割、就学前の子どもと70歳から74歳で2割、75歳以上で1割（現役並みの所得がある70歳以上は3割）となっています。

高額療養費制度（月の上限額を超えた部分を支給）があるものの、最大3割の負担は、低所得者ほど受診抑制をせざるを得ず、お金がないと必要な医療が受けられません。

障害者をめぐっては、障害を除去・軽減する医療として、国は自立支援医療や難病・小児慢性特定疾患患者の医療費助成等を実施しています。しかし、この制度は、給付対象範囲が非常に狭いこと等から重度障害者は、各自治体が実施

する「重度心身障害者(児)医療費助成制度」（以下・障害者医療費助成制度）を利用し、1割～3割の窓口負担の軽減を受けています。

■重度心身障害者(児)医療費助成制度全国実施状況調査

障害者が生きていく上で「医療」は必要不可欠です。その医療を安心して受けるために自治体の障害者医療費助成制度は大きな役割を果たしています。しかし、この制度は、都道府県ごとであり、実施主体が区市町村となっているため、住んでいる地域によって受けられる医療費助成の内容が変わります。対象要件や所得制限、自己負担の有無や給付方式等、さまざまなものがあります。

こうした自治体制度のちがいを

一方、同法の施行に伴い、身体・知的・精神障害の一元化がされたことにより自治体の障害者医療費助成制度においても、精神障害を対象にする自治体が2007年以後、徐々に広がっています。このうち、改善が5県、後退が5道県、改善と後退の同時改定は

■最新調査結果の特徴

今回の調査結果では、2013年以降に制度改定した自治体が、12道府県ありました。

このうち、改善が5県、後退が5道県、改善と後退の同時改定は

把握し、制度改善運動の資料にすることを目的に、日本障害者センターでは、2003年より障害者による経年変化を追ってみました。主な特徴として、調査を開始した2003年当初は、「自己負担なし」が33府県、入院の「食費助成あり」が22県で行われていたものが、2017年になると、それぞれ20府県と2県に減っています。特に、負担問題では、2008年に急激に減っており、これは2007年にスタートした障害者自立支援法が導入した原則1割負担（応益負担）等が大きく影響したことわかった 것입니다。

一方、同法の施行に伴い、身体・知的・精神障害の一元化がされたことにより自治体の障害者医療費助成制度においても、精神障害を対象にする自治体が2007年以後、徐々に広がっています。このうち、改善が5県、後退が5道県、改善と後退の同時改定は

東京が導入して以来、徐々に広がっています。年齢制限は、2000年に多かったことがわかりました。また、着実に広がっているのが「年齢制限」です。これは、65歳以上の対象とはしないというものが増す等、後退した自治体の方が

障害者が医療にかかる場合、窓口負担以外にも特別な経費がかかっています。通院時のタクシーなどです。

■障害ゆえの特別な経費

障害者が医療にかかる場合、窓口負担以外にも特別な経費がかかっています。通院時のタクシーなどです。

全国の給付方法

現物給付 30都道府県
※20才以上、一部の現物給付を含む

償還払い 17県
※自動償還含む



■障害者の「いのち」を守る 医療費助成制度拡充の運動

私たち障全協では、各地方組織において、障害者医療費助成制度拡充の運動にとりくんでいます。愛知では、2013年に県が「負担なし」から「自己負担導入」にしようとしたときに、区市町村自治体と一緒にになって「反対」の声をあげ、見直しを撤回しました。これらの特徴からみえてくるのは「一定の年齢がくれば高齢者対策で（保険優先）」「障害者も負担すべき」という国の制度改革の影響を受けた自治体の姿です。

貧困格差がますます広がるな

か、誰もが安心して生きられる社

会保障制度の必要性は増していま

すが、障害者医療費助成制度にお

いても、低所得者対策が遅れてい

ます。

これらは「一定の年齢がくれば高齢者

対策で（保険優先）」「障害者も

負担すべき」という国の制度改革の影響を受けた自治体の姿です。

■調査報告冊子の普及を

そもそも、障害者や子ども等の

家平悟（いえひら さとる）

日本障害者センター・障全協



NPO日本障害者センター発行
『重度心身障害者(児)医療費助成制度
全国実施状況調査報告書2018年版』
A4判124頁／発行2018年3月
販売価格1500円（税込・送料別）
問合せ 03-3207-15621

この「償還払い」から「現物給付」への変更は、障害者・家族から強い要望があります。上記の図のように、現在、現物給付は、30都道府県あります。一方、償還払いは17県で、東日本大震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島をはじめ、九州では、福岡以外はすべて立て替え払いが必要です。宮崎は、入院のみ現物給付であり、通院が償還払いとなつているため、現在、障害者医療費助成制度をよくする会を立ち上げ、窓口負担なしの実現をめざし、知事や議会等への運動を強めています。

医療費に地域間格差があつてよいのか。本来、国の責任で助成すべきではないでしょうか。こうした声を広げるためにも、制度の実態・格差を知ることは重要です。

自治体の医療費助成制度（障害者制度含む）の解説も載っています。医療現場や障害福祉関係者をはじめ、患者・障害者、家族に大いに役立つ内容となっています。

国の医療制度改革（予算の削減・抑制）の強化・徹底がねらわれているなかで、自治体の医療費助成制度を守り发展させるため、本冊子の活用を呼びかけます。

初回調査からの動き	2003年 (7月)	2005年 (7月)	2008年 (7月)	2013年 (8月)	2017年 (2月)	初回比較 (増減)
対象拡大（精神）	-		13	17	30*	(17)
年齢制限あり (65歳以上新規を対象外)	1	3	9	8	10	(9)
所得制限なし	12	12	9	7	7	(▲5)
自己負担なし	33	30	24	21	20	(▲13)
食費助成あり	22	11	2	2	2	(▲20)

*他制度による助成を含む

表：重度心身障害者(児)医療費助成制度全国実施状況調査の経年変化